参考資料５

感謝の合言葉
「いただきます」
「ごちそうさま」
今、見つめ直すとき

令和７年
３月18日

北海道食品ロス削減推進条例

北海道は、どさんこみんなで
食品ロスの削減を推進します

Hokkaido Legislative Assembly
北海道議会
北海道

食品ロスの削減は、「食育に対する理解促進」、「温室効果ガス排出抑制に基づくＳＤＧｓの達成」や「我が国の食料安全保障」にもつながる重要な取組です。

また、食品ロスの削減に向けた取組を進めるに当たっては、道民のみなさまの一体となった理解と行動が重要であることから、道では、食品ロス削減を道民運動として推進していくため、令和７年（2025年）３月に「北海道食品ロス削減推進条例」を制定しました。

本条例に基づき、本道の食品ロス削減に向けた取組を総合的に推進することとしていますので、道民のみなさまのご協力をお願いいたします。

北海道食品ロス削減推進条例

前文

我が国において、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律等が制定されたことを踏まえ、道では、北海道食品ロス削減推進計画を令和３年３月に策定し、食品ロス削減の取組を進めてきた中で、近年、世界的な食料の安定供給リスクの高まりに加え、原油や肥料等農業生産資材の価格高騰など、我が国の食料をめぐる情勢は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、我が国最大の食料供給地域である本道にとって、食品ロスの削減は、食育に対する理解促進、エネルギー消費量の削減等による温室効果ガス排出抑制によるＳＤＧｓの達成や、平時を含め不測の事態における我が国の食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保にもつながる重要な取組である。こうしたことから、食品ロスの削減を取り進めるに当たっては、食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体、消費者、関係機関及び関係団体等、様々な道民等が一体となった理解と行動が重要であり、道民運動として推進していくため、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条　この条例は、食品ロスの削減に関し、道の責務並びに食品関連事業者等及び消費者の役割を明らかにするとともに、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第１項に規定する医薬品、同条第２項に規定する医薬部外品及び同条第９項に規定する再生医療等製品以 外のものをいう。

２　この条例において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

３　この条例において「食品関連事業者等」とは、食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体をいう。

（道の責務）

第３条　道は、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　道は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号。以下「法」という。）に基づく食品ロス削減推進計画を策定するとともに、食品ロス発生削減に関する目標を定めるものとする。

３　道は、食品ロスの削減に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、食品関連事業者等、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者と相互に連携を図りながら協力するものとする。

４　道は、消費者が主体的に食品ロスの削減に理解を深め行動するよう、消費者に対し、食品の購入方法又は食品関連事業者等、関係機関及び関係団体等が行う食品ロスの削減に資する取組等の普及啓発を行うものとする。

５　道は、食品関連事業者等、関係機関及び関係団体等に対し、未利用食品等の活用又は先駆的な取組に関する食品ロスの削減の推進に資する情報の提供を行うものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第４条　食品関連事業者等は、食品ロスの削減について、積極的に取り組むよう努め、国、 道及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（消費者の役割）

第５条　消費者は、食に関する知識を深め、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努め、国、道及び市町村が実 施する食品ロスの削減に関する施策の目的を理解し、協力に努めるものとする。

（食品ロス削減週間）

第６条　道民の間に広く食品ロスの削減の推進についての理解と関心を深めるため、食品ロス削減週間を設ける。

２　**食品ロス削減週間は、毎年 10 月 24 日から法に規定する食品ロス削減の日である同月 30 日までの間**とする。

第２章 食品ロスの削減に関する施策の推進

（食品ロスの削減に関する施策）

第７条　道は、道民等の食に関する理解を深め、食品ロスの削減の取組を促進するため、普及啓発、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品関連事業者等の取組の促進）

第８条　道は、食品関連事業者等の食品ロスの削減に向けた取組を促進するため、人材の育成、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び取組の促進）

第９条　道は、食品関連事業者等、消費者、関係機関及び関係団体等並びに市町村等が相互に連携し、これらの者が持続的かつ自主的に食品ロスの削減に向けた取組を行うよう、普及啓発、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品の提供に係る関係者相互の連携の強化）

第１０条　道は、食品関連事業者等その他の者から提供された未利用食品等を活用し、それらを必要とする者へ提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。